

小野市学校施設長寿命化計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル審査要領

本業務に係る企画提案書等の審査については、「小野市プロポーザル方式事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、以下により行うものとする。

1. 業務実施上の条件

実施要領に記載した参加資格要件を満たしていない場合、同じく実施要領に記載した失格事項に該当する場合は、失格とする。

2. 一次審査（書類審査）

本審査要領に基づき、選定委員会が提出された書類に基づき評価項目の審査を行い、評価点の高いものから3事業者程度を一次審査通過者として選定する。ただし、応募者が3事業者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において併せて審査するものとする。

（1）審査内容

本業務が本市の目的に沿って確実に遂行されるよう、過去の業務実績、本業務の実施体制について審査する。評価項目は以下のとおりとするが、各評価項目の審査は、あらかじめ事務局が行い、選定委員会に提出するものとする。

（評価項目）

- ①会社の業務実績（配点：4点）
- ②業務実施体制（配点：6点）
- ③管理技術者の業務実績（配点：5点）
- ④担当技術者の業務実績（配点：5点）

（2）各評価項目の審査方法について

- ①会社の業務実績（配点：4点）

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、同種業務の受注実績について評価する。

[評価基準及び評価点]

評価項目	評価基準	評価点
会社の業務実績	同種業務の受注実績が5件以上ある	4
	同種業務の受注実績が3件以上ある	3
	同種業務の受注実績が2件である	2

	同種業務の受注実績が1件である	1
	上記以外	0

②業務実施体制（配点：6点）

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、実施体制の業務遂行能力について評価する。

〔評価基準及び評価点〕

評価項目	評価基準	評価点
従事予定者数	従事予定者数が5人以上	2
	従事予定者数が3人以上	1
	従事予定者数が2人	0
担当技術者の資格	技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは一級建築士の配置が2人以上ある	4
	技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは一級建築士を含む有資格者（※）の配置が3人以上ある	3
	技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは一級建築士を含む有資格者の配置が2人	2
	技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは一級建築士の配置がある	1
	技術士（建設部門／都市及び地方計画）もしくは一級建築士の配置がない	0

（※）有資格者とは、技術士（建設部門／都市及び地方計画）、一級建築士、二級建築士、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有する者をいう。

③管理技術者の業務実績（配点：5点）

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、管理技術者の知識・経験について評価する。

〔評価基準及び評価点〕

評価項目	評価基準	評価点
管理技術者の業務実績	同種業務の従事実績が 5 件以上ある	5
	同種業務の従事実績が 4 件である	4
	同種業務の従事実績が 3 件である	3
	同種業務の従事実績が 2 件である	2
	同種業務の従事実績が 1 件である	1
	上記以外	0

④担当技術者の業務実績（配点：5点）

以下の評価基準及び評価点に基づき採点を行い、担当技術者の知識・経験について評価する。なお、担当技術者が複数名配置される場合は、最も従事実績を有するものを評価の対象とする。

評価項目	評価基準	評価点
担当技術者の業務実績	同種業務の従事実績が 5 件以上ある	5
	同種業務の従事実績が 4 件である	4
	同種業務の従事実績が 3 件である	3
	同種業務の従事実績が 2 件である	2
	同種業務の従事実績が 1 件である	1
	上記以外	0

3. 二次審査（ヒアリング審査）

本審査要領に基づき、選定委員会が企画提案書の審査及びヒアリングを行い、本業務の目的に最も合致した企画力・技術力を有する契約候補者を選定する。

なお、二次審査の対象が 1 事業者であった場合でも、価格提案を除く評価点の合計が 54 点以上であれば、当該事業者を契約候補者として選定する。

（1）審査内容

本業務に対する事業者の取組方針や企画力等を評価するため、以下の評価項目について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書の内容を審査する。

（評価項目）

①業務実施方針（配点：10点）

②企画提案（配点：15点）

③業務工程表（配点：5点）

④価格提案（配点：50点）

※プレゼンテーション及びヒアリングは行わない。

(2) 各評価項目の審査方法について

提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。各評価項目の最終評価点は、各選定委員の評価点の合計を委員数（5名）で除して決定する。

①業務実施方針（配点：10点）

〔評価基準及び各委員の評価点〕

評価基準	各委員の評価点				
	10点	8点	6点	4点	2点
・業務の理解度及び取り組み意欲、発注者を支援する姿勢 ・本業務を円滑に実施する体制が組まれているか。 ・実行性のある計画に改定するための的確な手順、手法が提案されているか。	非常に良好	良好	普通	やや不十分	不十分

②企画提案（配点：15点）

〔評価基準及び各委員の評価点〕

評価基準	各委員の評価点				
	5点	4点	3点	2点	1点
小中学校、特別支援学校、幼稚園の実態を把握する上で、的確な手法が具体的に提案されているか。有益な成果が見込まれる提案がなされているか。《5点》	非常に良好	良好	普通	やや不十分	不十分
効率的・効果的な施設整備を進めていく上で、有益な提案がなされているか。また、実施計画の見直しに関して、トータル	非常に良好	良好	普通	やや不十分	不十分

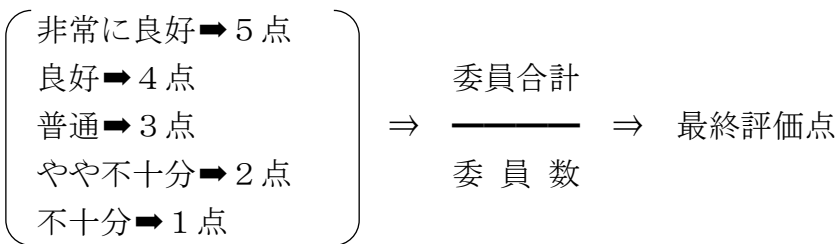
コストの圧縮や平準化に資する有効な提案がなされているか。《5点》					
整備方針・整備水準の見直しや詳細な検討を行う上で、耐用年数の考え方の整理等も含め、的確な手法が具体的に提案されているか。事業者独自の有益で実現性のある提案がなされているか。《5点》	非常に良好	良好	普通	やや不十分	不十分

③業務工程表（配点：5点）

〔評価基準及び各委員の評価点〕

評価基準	各委員の評価点				
	5点	4点	3点	2点	1点
<ul style="list-style-type: none"> 各業務項目が順序立てて整理され、全体スケジュールが適切且つ具体的に組み立てられているか 各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか 	非常に良好	良好	普通	やや不十分	不十分

〔最終評価点の算出方法〕



④価格提案（配点：50点）

以下の算出方法により、見積書に記載された金額の評価点を決定する。
 なお、予定価格を超える場合は失格とする。

〔算出方法〕

$$\text{価格提案の評価点} = 50 \text{点} \times \text{最低見積金額} / \text{当該見積金額}$$

(3) その他

- ①価格提案を除く評価点の合計が30点に満たない場合、契約候補者として選定しない。
- ②評価点と同点の場合、企画提案書（配点：30点）の評価点が高い事業者を上位者とする。それでも評価点と同点の場合は、価格提案が最も低い事業者を上位者とする。
- ③企画提案（配点：15点）の評価点が著しく低く、業務遂行に支障があると認められる場合は、契約候補者に選定しないことがある。

参 考

小野市プロポーザル方式事業者選定委員会の委員構成

委員 教育長

教育管理部長

教育指導部長

教育総務課長

関係行政機関の職員（市長部局） 1名

計5名